

臨時福祉給付金のお知らせ

平成26年4月から消費税率が8%へ引き上げられたことに伴い、所得の低い方への負担の影響を緩和するため、暫定的・臨時的な措置として、今年度も「臨時福祉給付金」が支給されます。

給付金の対象者に該当すると思われる世帯には、小松島市から7月下旬頃に申請書類を郵送します。

申請書に必要な事項を記入し、8月3日から12月25日までの申請期間内に手続きをしてください。

【支給対象者】

平成27年1月1日において、小松島市の住民基本台帳に記録されている方で、平成27年度分の市民税が課税されていない方が対象です。(平成27年度の市民税は6月に決定しています。)

※市民税が課税されている方に扶養されている方、生活保護を受けられている方などは対象外です。

【支給額】

支給対象者1人につき6千円

手続きの流れ

① 申請書がご自宅に届きます。(7月下旬頃)



- 給付金の支給対象者に該当すると思われる世帯へ、7月下旬頃に申請書類を郵送します。
※支給対象だと思われるのに、申請書が届かない場合は、お問い合わせください。



② 申請書を郵送してください。(8月3日～12月25日)



- 申請書に必要な事項を記入し、同封の返信用封筒で市役所へ郵送してください。
※市役所でも受付します。
- 【申請受付期間】8月3日(月)から12月25日(金)まで
※期間を過ぎますと受付できませんのでご注意ください。
- 【窓口時間】午前8時30分～午後5時15分(平日)
- 【受付窓口】市役所1階ロビー臨時窓口

③ 給付金が支給されます。

- 申請書に記載した指定口座に入金します。
※特別な事情がある場合は、受付窓口で現金支給します。

【お問い合わせ先】

市臨時福祉給付金担当(市役所1階ロビー臨時窓口)

☎38・6611(臨時福祉給付金コールセンター)

☎32・3507(介護福祉課)

FAX35・0272

Mail:kaigofukushi@city.komatsushima.
tokushima.jp

給付金を装った「振り込め詐欺」に ご注意ください!

市町村や厚生労働省などが次のような事をお願いすることはありません。

- 1.ATM(銀行・コンビニなどの現金自動預け払い機)の操作をお願いする。
- 2.給付のために手数料などの振り込みを求める。

また、ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。このような電話や郵便があった場合は、迷わず、最寄りの警察署または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。